

教育長が対応した自治体（教育長の発言は）

鹿沼市 那須塩原市 日光市 岩舟町 大平町 都賀町 那須町 西方町 野木町 壬生町
教育委員会職員が対応した自治体（教育委員会職員の発言は 紹介していない教育委員会もあります）

足利市 大田原市 さくら市 佐野市 栃木市 那須烏山市 矢板市 上三川町 塩谷町
那珂川町 二宮町 芳賀町 益子町

他の自治体の教育委員会とは都合がつかず、懇談はできませんでした。

合併しなかったことで、予算が削られている。他市町村と先生たちは比べるが、今の財政では我慢してもらうしか仕方がない。市や町で非常勤講師を配置しているが、このやり方だと地域ごとに教育条件が変わってしまう。国がきちんと責任を負うべき。

「改正」案の文法上の問題を指摘。20年前くらい前は、9条は不変のもので、9条に基づいた外交を進めることが日本の果たすべき役割だと思っていた。日の丸、君が代問題について、国民の幅広い合意が必要だった。教育基本法の「改正」についても、国民的な議論が必要。マスコミは大事なことやまともな議論を紹介していない。

教育を第一に考えるという姿勢が、財政難の中で崩れてきた。市費で非常勤講師を配置しているが、これを恒常化することが良いことなのか、悩んでいる。政権が変わる度に教育がころころ変わってはならない。

小学校での英語を教えているが、私は疑問に思っている。私は中道左派。国民は政治に対して、バランスを求めるはず。国旗、国歌は尊重して当然。モンゴル人力士も「君が代」を声を出して歌っているのではないか。教科書問題もそうだが、状況をみながら判断してよいと思っている。

成熟した社会では多様な意見を尊重することが大切。国歌を「君が代」にしなくてもよかった。市で100人くらいの非常勤講師を採用。教職経験のある講師が子どもたちのつまずきそうな課題を適切に指導している。恵まれない家庭の子どもが増えている。この子たちの生活を何とかして支えてあげたい。（とても良識的な教育長でした）

子どもを大切にすることは変わりはない。英語特区に指定されて、ALTを小学校にも配置している。市長は教育を優先させている。

教育基本法は数少ない前文をもった法律。それだけの重みと準憲法的な意義をもっている。「改正」は慎重であるべき。要請は教育委員会の会議にかける。

議会で陳情を採択した。学習指導要領の内容の変更など、教育政策に一貫性がない。

学力テスト問題の結果の公表方法については慎重な対応が必要。

教育は人格の完成をめざすもの。いわゆる学力だけをつけさせるなら、先生たちだって十

分な成果を上げられる。財政を担当したこともあったが、教育費の割合が小さくなり、また町自体の予算規模も小さくなってきた。十分な教育予算を確保するのが難しくなった。

国の教育政策変更には辟易している。小学校の英語、2学期制など流行に飛びつきすぎている。2学期制でどれだけ授業時間が増えるか計算した。20時間でしかなかった。これでは各教科で1～2時間にすぎない。研修センター勤務のときに、研修センター改革に取り組んだ。改正法案で教育が良くなるか、疑問に思えてならない。昨今の改革は経済界によるもの。教育の論理から出発していない。

要請書のこの3つの部分は同感できる。現行法も100点ではない。改正案がさらに良くなるものかどうかはわからない。教育委員でこの問題についてフリートーキングをした。拙速な議論は避けるべきということでは委員長とも同じ意見。このような問題に真剣に取り組んでいるみなさんに敬意を表したい。

人はいろいろな人たちとの関わりの中で成長していくもの。今の教育政策立案過程を批判。現行法の拙速な改正はいけない。家庭の教育力が低下してきている。この問題を何とかしたいが、法改正で解決できるか疑問。いろいろな問題を教育基本法のせいにした議論があったが、教育のことを知らない政治家の勝手な議論。

高校の校長をしていたが、芸術などの教科の削減には反対していた。総合的な学習の時間は、先生たちががんばって成果を出している。にもかかわらず「ゆとり教育」の見直しなどは納得できない。

子どものためにならない改革は不要。教育政策の変更現場は振り回されてきた。

法の改正はこれまで私たちがやってきたことを否定されたように思えてならない。バウチャー制度などもってのほか。小学校で英語教育を行うなら、国語教育も重視すべき。

教育基本法のどこがダメなのか、検証されているとは言えない。教育基本法は憲法と一体のものであり、私たちが憲法・教育基本法を守って教育を行っていくことは大前提。

学力テストの弊害は身をもって知っている。先生たちはピリピリしていた。同じような轍を踏んではならない。

みなさんの訴えは理解する。バウチャー制は地域社会は崩壊する。経済財政諮問会議は能率のみを求めている。教育とは相容れない。競争、競争では教育は良くなる。日本の政治がどんどん右へ行くことを憂いている。

教育基本法や児童憲章は当時の人たちの気持ちが込められている。法律は憲法に反して制定されてはならない。

現行法が果たした役割や効果は大きいものがある。「人格の完成をめざす」という教育の目的は変わらない。しかし、少子化やモラルや地域の教育力の低下など、制定から60年経ち、新しい時代に即して変えることもあり得る。